



欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース/円コース/豪ドルコース）

足元の基準価額下落について

平素より「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース/円コース/豪ドルコース）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。当ファンドの2023年3月20日の基準価額は欧州通貨コースは4,915円、円コースは6,718円、豪ドルコースは4,081円となり、クレディ・スイス・グループ（以下、クレディ・スイス）に関するニュースが発表された3月15日対比の分配金再投資基準価額ベースの騰落率は、それぞれ-3.25%、-1.03%、-2.30%となりました。欧州通貨コースはユーロが対円で下落、豪ドルコースは豪ドルが対円で下落したことなども基準価額の下落要因となりました。「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース/円コース/豪ドルコース）」の投資対象である外国投資信託の「PIMCOケイマン・ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド」（以下、当外国投資信託）の足元の下落の背景につきまして、運用者であるPIMCO社による考え方をお伝えさせていただきます。

<PIMCO社の見解>

当外国投資信託は欧州通貨建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とするファンドであり、米国のシリコンバレー銀行などの破綻に端を発した市場の混乱や、クレディ・スイスに関するニュースの影響でリスク資産とされる欧州ハイ・イールド債券も売られ、当外国投資信託も銀行セクター中心に下落し、足元のパフォーマンスは軟調となりました。但し、クレディ・スイスはより強固な金融機関であるUBSとの統合が予定されているため、金融の安定性という点で、投資家の信認度を改善する十分な要因となりうると考えております。また、クレディ・スイスの様な状況に該当する主要金融機関は現状他に存在しないと見ており、欧州金融機関はバランスシートならびに収益力の両面で改善を見せていることから、今後起こりうる景気後退に対する耐性を高めていると考えます。

当外国投資信託ではクレディ・スイスのAT1債（永久債、クーポン9.75%）を2月末時点で純資産比0.50%、3月17日時点で同0.17%保有しております。また、他の金融機関が発行するAT1債に関しても同時点で同5.17%保有しております。今回スイス当局はクレディ・スイスのAT1債（当外国投資信託が保有するAT1債を含む）の無価値化を決定しました。この決定を受け、足元ではAT1債市場の価格変動性が高止まりする可能性はありますが、ECB（欧州中央銀行）やBOE（イングランド銀行）が改めて破綻処理の際にはまずは普通株式が損失を負担し、その後にAT1債が損失を負担するという趣旨を表明している点は、その他の金融機関が発行するAT1債市場には中期的にはサポート要因となると見ております。あわせて、米国も含めた主要当局が市場流動性の潤沢な供給に向けて結束を強めている点もリスクの伝播を阻止する材料となるでしょう。

足元のポートフォリオ運営においては、引き続き変動性が大きい投資環境が続く可能性も鑑み、高水準の流動性と資本を有する大手金融機関を選別し、注目していく方針です。

「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース/円コース/豪ドルコース）」

ファンドの運用状況

基準価額の推移

期間：2008年8月11日（設定日）～2023年3月20日、日次

欧州通貨コース



円コース



豪ドルコース



基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

分配金に関する留意点

● 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

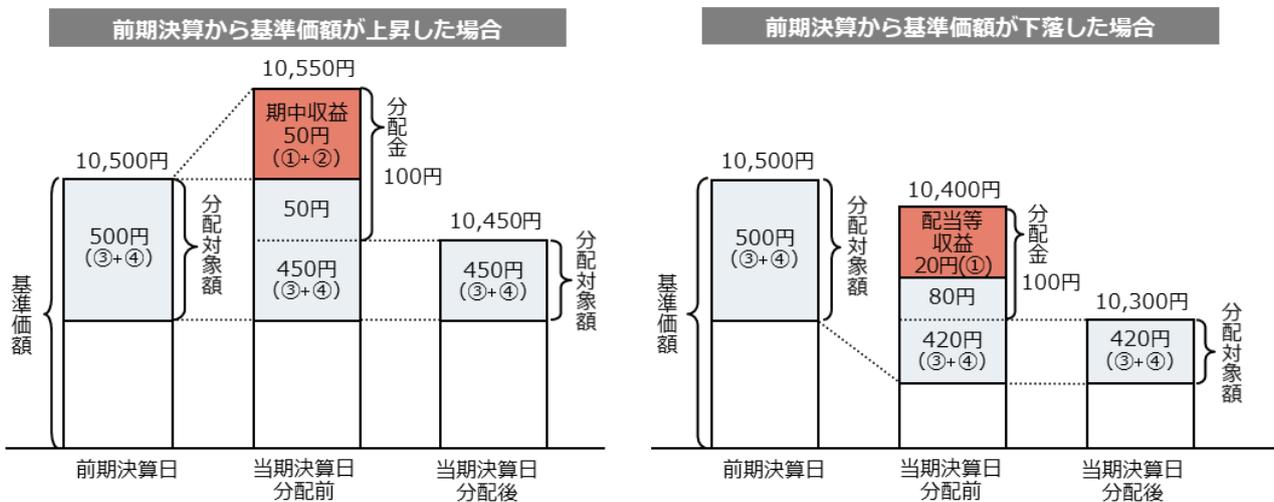


● ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

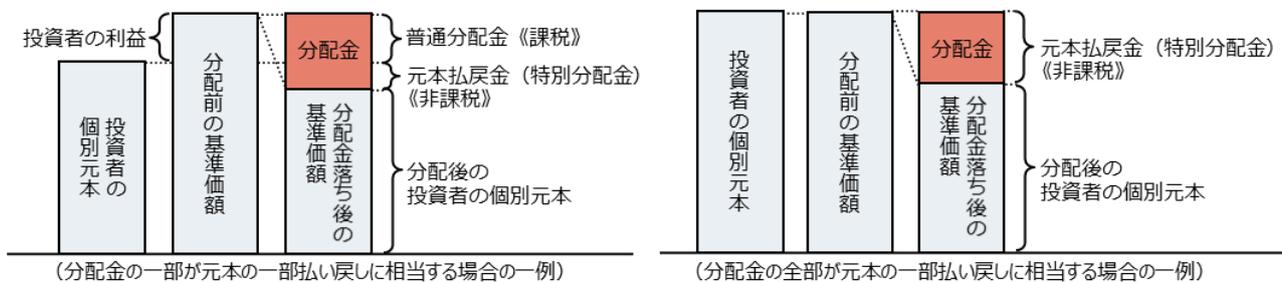
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



● 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目録見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

◆ 投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース/円コース/豪ドルコース）」

【ファンドの特色】

- 高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行いません。
- 欧州通貨建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象*とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は、投資する外国投資信託において為替取引手法の異なる3本のファンド（欧州通貨コース、円コース、豪ドルコース）から構成されています。
- 円建ての外国投資信託「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

◆「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド」には、為替取引手法の異なる3つのクラスがあります。

ファンド名	ファンドが投資対象とする外国投資信託の為替取引手法
欧州通貨コース	欧州通貨建て以外の資産に投資を行なった場合、原則として当該通貨を売り、ユーロを買う為替取引を行いません。
円コース	組入資産を、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
豪ドルコース	組入資産について、原則として、実質的に当該組入資産にかかる通貨を売り、豪ドルを買う為替取引を行いません。

- 通常の場合においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド」への投資を中心とします*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「PIMCOケイマン・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- 「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド」を構成するファンド間でスイッチングができます。
- 運用にあたっては、ピムコジャパンリミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- 「野村マネー マザーファンド」は、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- 原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行いません。

分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

※「原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外貨建債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※くわしくは、最新の投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

「欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース/円コース/豪ドルコース）」

【お申込メモ】

くわしくは、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 信託期間 2028年10月13日まで(2008年8月11日設定)
- 決算日および収益分配 年12回の毎決算時(原則、毎月13日。(休業日の場合は翌営業日))に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 当初お申込:20万円以上1円単位
追加お申込:1万円以上1円単位
投信自動積立:1万円以上1千円単位
※「追加お申込」とは、お申込時点で当該ファンドの保有残高がある場合、または「投信自動積立」をすでにお申込の場合をいいます。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額
※原則、ご換金申込日から起算して6営業日目からご換金代金をお支払いいたします。
- スイッチング 欧州通貨コース・円コース・豪ドルコースの各コース間でスイッチング可能
スイッチング価額: ご購入価額/ご換金価額と同じ
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、お申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金、スイッチングの各お申込ができません。
・ニューヨーク証券取引所 ・フランクフルト証券取引所 ・ニューヨークの銀行 ・フランクフルトの銀行
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。
※くわしくは、最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

【当ファンドに係る費用】

投資信託はご購入・ご換金時に直接ご負担いただく費用と信託財産から間接的にご負担いただく費用の合計額がかかります。 (2023年3月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.85%(税抜3.50%)の率を乗じて得た額 <スイッチング時> ありません。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.76%(税抜年1.60%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、 ファンドに関する租税等が、お客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額 (ご換金時、スイッチングを含む)	ありません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは、最新の投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記は三井住友銀行による取り扱いであり、ご購入単位およびご購入時手数料等の詳細は販売会社によって異なります。

＜お申込に際してのご留意事項＞

- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行ないます。
- 本資料は野村アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

◆投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◆設定・運用 **野村アセットマネジメント**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

＜委託会社＞野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行う者] <受託会社>野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先: 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル ☎. 0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>



【当資料について】

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

【お申込みに際してのご留意事項】

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。